

別表六(十二)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名
-----------	--------	-----

別表六(十二) 平三十・四・一以後終了事業年度分

**御注意**

1 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模  
2 定「欄」に所有されているものについては、この制度の適用が認められる国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたもの  
ついでに、この制度の適用が認められる国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたもの

措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業 種 目	2					
資 産 区 分	種 類	<b>「17」欄</b> 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の5第2項」 ② 「区分番号」欄：「00621」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額				
	構造、設備の種類又は区					
	細					
	取 得 年 月					
事業の用に供した年月						
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円
取 得 価 額	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改定取得価額(8)-(9)	10				
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算						
取 得 価 額 の 合 計 額	(10の合計)	11	円	当期税額控除可能額	15	円
税 額 控 除 限 度 額	$(11) \times \frac{7}{100}$	12		(12)と(14)のうち少ない金額)		
調 整 前 法 人 税 額	(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	13		調整前法人税額超過構成額	16	
当 期 税 額 基 準 額	$(13) \times \frac{20}{100}$	14		法人税額の特別控除額	17	
機 械 設 備 等 の 概 要						

法 0301-0612